

静岡市内で有料老人ホームの設置を考えている方へ

1 有料老人ホームの法的位置付け

- ・ 有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項に規定された施設です。

老人福祉法第29条第1項

有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

（有料老人ホームに関する事務は、静岡県から静岡市へ移譲されていますので、条文中の「都道府県知事」は、「静岡市長」と読み替えます。）

- ・ 高齢者を入居させ、次のイ～ニのいずれかを提供する場合は、有料老人ホームに該当します。
 - イ 入浴、排せつ又は食事の介護
 - ロ 食事の提供
 - ハ 洗濯、掃除等の家事の供与
 - ニ 健康管理の供与
- ・ 有料老人ホームを設置する際は、「届出」が必要になります。

2 有料老人ホーム設置までの流れ

- ・ 本市では、国が定める有料老人ホーム標準指導指針を基に「静岡市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指針」という。）を策定しています。設置届出書を受理する前に、本指針に合致した施設かどうかを確認したいため、事前協議をお願いしています。
- ・ 設置までの流れ

①事前協議書の提出

＜提出書類＞有料老人ホーム設置計画事前協議書及び添付書類
＜提出時期＞添付書類の準備が整い次第ご提出ください。

②設置届の提出

＜提出書類＞有料老人ホーム設置届出書及び添付書類
＜提出時期＞遅くとも事業開始の2ヵ月前にはご提出ください。

③事業開始報告書の提出

＜提出書類＞有料老人ホーム事業開始報告書及び添付書類
＜提出時期＞事業開始後1ヵ月以内にご提出ください。

問い合わせ

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係

TEL 054-221-1201

FAX 054-221-1090